

大判プリンターの賃貸借及び保守契約に係る仕様書

第 1 本案件の概要

1 調達件名

大判プリンター（以下、「物品」という。）の賃貸借及び保守

2 目的

本仕様書は、宮崎県林業技術センター（以下、「発注者」という。）の研究業務で使用する機器等の調達、設定設置作業及び保守業務に関するものである。

3 賃貸借期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日まで（5 年間）

4 運用開始日

令和 8 年 1 1 月 1 日

5 業務の履行場所

宮崎県林業技術センター（宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 1 5 6 1 - 1）

第 2 調達の概要

1 調達の対象範囲

本仕様書の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び発注者に対する諸手続を含むものとする。本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受託者において充足するものとする。

2 物品の要件

（1）構成

大判プリンター 1 台

（2）規格等

大判プリンター

区 分	規 格 等
種類	CAD/GIS/ポスター用カラープリンター
用紙サイズ	A 0 ノビ
メモリー	2 GB 以上
印刷方式	インクジェット方式
給紙方法	手差し（カット紙）、ロール紙
最高印刷解像度	2400×1200dpi 以上
最大印刷幅	917mm 以上
	・ 5 年間オンサイト保守付き（プリントヘッド込み） ・ 専用スタンドを装備すること ・ 搬入設置費込み

4 物品の稼働環境

(1) 物品の配置、施設等

所内ネットワークで使用する。

(2) 据付調整

大判プリンターとネットワークパソコンが正しく連携するよう設定し、正常に印刷できるよう動作確認すること。

5 保守要件

設置した物品を常に良好な状態に保つため、契約期間中の故障等における無償修理または交換対応は、翌営業日以降オンサイト保守とする（遅くとも5日以内に対応を行うこと）。

また、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、発注者の使用者における重大な過失による故障以外は全て保守の対象とする。

6 納入先

宮崎県林業技術センター（宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1）
研究館1階

7 その他留意事項

(1) 秘密の保持

本業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(2) 個人情報の保護

本業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 疑義の解決

本業務の契約書及び仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(4) 貸与資料と使用期限

発注者は、業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。この場合の承諾は書面により行う。なお、業務完了後はすみやかに返却しなければならない。

(5) 第三者への委託（地元企業への再委託の配慮）

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。（再委託については、宮崎県に本社を置く地元企業を活用されたい）

なお、この場合であっても書面による発注者の承認を得ることとし、再委託先についても、「(1) 秘密の保持」、「(2) 個人情報の保護」の制約を負わせるものとする。

(6) 運送及び保管

受託者は、発注者に引き渡しを完了するまでの間、機器材料の輸送、搬入、保管等で生じた事故について、その責を負うものとする。

(7) 損害賠償等

本業務の実施に関し、受託者が発注者並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は直ちに損害を被害者に賠償しなければならない。

また、発注者が契約を解除した場合、受託者に損害があっても発注者は受託者に対しその損害を賠償しない。

(8) 完了

本業務は納入物品について発注者の完了検査を受け、検査合格により完了とする。検査不合格の場合は、直ちに補正等の必要な措置を講じなければならない。

(9) 契約満了時について

契約満了に伴う物品の返還については、受託者が設置場所に出向いて回収すること。回収日程については、別途、発注者の指示に従うこと。